

固定資産の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>八尾土木事務所</p>	<p>公有財産台帳を確認したところ、土地取得に係る補償費用について、土地取得価額に計上する必要があるが、計上されていなかった。 また、前払金として計上されていた補償費用について、土地勘定への振替処理がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 617 1516 806"> <thead> <tr> <th>土地</th> <th>未計上額</th> <th>前払金 (※)</th> <th>土地取得価額として計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府東大阪市稲葉3丁目923-11</td> <td>68,898,200円</td> <td>25,953,274円</td> <td>94,851,474円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 取得前における対価の支出は「前払金」に計上し、取得時に土地勘定に振り替える。</p>	土地	未計上額	前払金 (※)	土地取得価額として計上すべき金額	大阪府東大阪市稲葉3丁目923-11	68,898,200円	25,953,274円	94,851,474円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額(一円に満たない場合は一円とする。)は、次の各号によるものとする。 五 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。</p>	<p>計上が漏れていた土地取得に係る補償費用について、土地取得価額に計上を行い、土地勘定への振替処理がなされていなかった補償費用についても土地取得価額に計上を行った。 今回の検出事項の原因は、収用裁決により取得した土地を公有財産システム及び財務会計システムに登録する時期が通常の見込による土地の取得の場合と異なっていることに対する業務担当者及び支出担当者の認識不足であった。 再発防止として、公有財産台帳システムへの入力画面及び前払金の振替処理画面の土地取得原議への添付及び担当者による入力漏れチェックを徹底する。</p>
土地	未計上額	前払金 (※)	土地取得価額として計上すべき金額								
大阪府東大阪市稲葉3丁目923-11	68,898,200円	25,953,274円	94,851,474円								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月29日)